

従業員への事業承継のポイントと承継事例

事業承継を行う場合、親族を後継者とする以外に、社内の役員や従業員が会社を引き継ぐ「従業員承継」がある。この「従業員承継」は人選の幅が広がる一方で、資金調達の困難さも伴う。今回は事例をもとに「従業員承継」のポイントを解説する。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

【Q1】「従業員承継」のメリットと承継方法は？

「従業員承継」のメリットは、承継する従業員が経営者のもとで創業時から企業理念を共有し、企業独自の文化も理解しているため、経営の一貫性が保てる点にも、信頼できる従業員を後継者に選定すれば、他の従業員や、取引先、金融機関からの理解や信用を得やすいことです。

中小企業における従業員への事業承継は、親族内承継と同様に、最終的には所有権（株式）

と経営権（代表権）の両方を承継させる必要があります。

所有権（株式）の承継は、一般的には従業員に対して株式を譲渡しますが、自社株式の株価が高額になる場合には、退職金の支給による株価の引き下げ等により資金面での課題を解決することが重要です。

【Q2】従業員承継の事例は？

創業者であるAは身内に後継者がいないため廃業も考えましたが、30人ほどの従業員の雇用維持を考え、2018年3月に長年現場の責任

図表1 「従業員承継」の事例内容について

会社状況	資本金2000万円、発行株式総数400株（発行価格5万円/株）																						
時 点	2018年3月	2022年3月および4月																					
項 目	①従業員Bの取締役就任と株式の一部買取	②代表取締役の変更と会社の自己株式の取得																					
内 容	2018年3月に従業員Bは取締役に就任し従業員退職金を受給、経営者AはBに株式180株（45%分）を1株5万円、総額900万円で購入（Bは従業員退職金をもとに株式を取得）	2022年3月に会社はAに役員退職金を支給し、Bが代表取締役に就任。2022年4月にAは残りの220株を自己株式として1株12万円（総額2640万円）で会社に譲渡																					
株主名簿の異動	(議決権割合) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>代表取締役 A</th> <th>従業員 B → 取締役</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡前</td> <td>400株 (100%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>譲渡後</td> <td>220株 (55%)</td> <td>180株 (45%)</td> </tr> </tbody> </table>		代表取締役 A	従業員 B → 取締役	譲渡前	400株 (100%)	—	譲渡後	220株 (55%)	180株 (45%)	(議決権割合) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>代表取締役 A → 顧問</th> <th>取締役 B → 代表取締役</th> <th>会社 (自己株式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得前</td> <td>220株 (55%)</td> <td>180株 (45%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取得後</td> <td>—</td> <td>180株 (100%)</td> <td>220株 (0%)</td> </tr> </tbody> </table>		代表取締役 A → 顧問	取締役 B → 代表取締役	会社 (自己株式)	取得前	220株 (55%)	180株 (45%)	—	取得後	—	180株 (100%)	220株 (0%)
	代表取締役 A	従業員 B → 取締役																					
譲渡前	400株 (100%)	—																					
譲渡後	220株 (55%)	180株 (45%)																					
	代表取締役 A → 顧問	取締役 B → 代表取締役	会社 (自己株式)																				
取得前	220株 (55%)	180株 (45%)	—																				
取得後	—	180株 (100%)	220株 (0%)																				

図表2 株式譲渡にかかる課税関係の説明と留意点

No.	内 容
①	【2018年3月のAからBへの譲渡】 会社は毎期10%（200万円）の配当を行っており、配当還元方式による評価額5万円/株が税務上の適正な価額となります。当価額でAがBに株式を譲渡すれば、同族株主以外の零細株主であるBに贈与税はかかりません。またAの株式の取得価額が5万円/株なので5万円/株で譲渡しても、Aの譲渡金額900万円に対して税金はかかりません。
②	【2022年4月のAから会社への譲渡】 Aにとっての税務上の適正な価額は、所得税基本通達56-2に基づいて12万円/株と算出されました。当価額で会社が自己株式としてAより株式を取得すれば、資本取引に該当し、原則的には買手の会社側には課税は生じません。12万円/株で株式を譲渡したAには、みなし配当として、取得価額5万円/株を超える7万円/株に譲渡した220株を乗じた総額1540万円が配当所得として課税されます。なお譲渡代金のうち取得価額分の金額1100万円（5万円×220株）には税金はかかりません。
③	【自己株式を税務上の適正な価額よりも低い価額で譲渡した場合の課税】 自己株式を12万円/株未満で譲渡した場合には、会社が安く株式を買ったことで、唯一の株主であるBの株価が上昇するため（価値が移転するため）、AからBに対する贈与税が課される可能性がある点に留意が必要です。また適正な価額の12万円/株の1/2未満の6万円/株未満で譲渡する場合は、Aは会社に12万円/株で譲渡したとみなされて所得税が課税されるので税負担が重くなります。

者としてお客様や他の従業員から人望がある従業員Bに事業承継を打診しました。

その当時は、銀行から数千万円の借入金もあつたので、経営者Aの「従業員承継」への要望は、資本金として出資した2000万円（1株5万円×400株）の買取とAへの退職金の支給および銀行の借入金の保証人を引き継いで欲しいとの内容でした。

これに対してBからは、取締役の就任と従業員退職金の受取を原資として、Aから株式の一部（180株、45%分）の買取は承諾するが、代表取締役の就任については今後の業績動向を見て判断したいとの回答がありました（図表1①）。

取締役就任後のBの経営者意識の高まりと他の従業員の協力により業績も向上したため、2022年3月にBはAから代表権を引き継ぎ、Aの希望通り数千万円の退職金を支払いました。また2022年4月に残りの株式（220株、55%分）を自己株式として会社がAから買い取りました（図表1②）。

【Q3】株式譲渡に係る課税は？

非上場株式における税務上の価額は、一定の評価方法に基づき適正な価額が算定されます。そのため株式の譲渡において、税務上の適正な価額よりも低い価額で譲渡を行った場合等には、適正な価額と譲渡額との差分について贈与税や譲渡益（所得税）等が課されるケースがあります

す（図表2③）。

今回の事例では、2018年3月にAがBに株式を譲渡した場合における税務上の適正な価額は、譲渡後もAが株式の55%を保有しているため配当還元方式により1株5万円となります。そのため、1株5万円を譲渡すればBに贈与税はかかりません。また譲渡したAも譲渡益が0となり課税されません（図表2①）。2022年4月にAが会社に自己株式として譲渡した場合において、税務上の適正な価額で譲渡すれば会社に課税はありません。また譲渡したAについては取得価額1株5万円を超える部分についてはみなし配当として課税されます（図表2②）。

【Q4】「従業員承継」の課題は？

今回の事例では、従業員退職金および役員退職金の支給により会社の純資産が引き下げられたことで自己株式の譲渡価額も過大にならずにスムーズな引き継ぎができましたが、通常は従業員に自社株購入の資金が少ないことが「従業員承継」の課題です。後継者の資金不足への対策は複雑ですので専門家に相談の上、自社株式の評価額を引き下げの対策を講じた上で、金融機関やファンドからの融資、事業承継税制などの方法を検討されることをお勧めします。